

令和6年度いわき市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

この方針（以下「調達方針」という。）は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」いわゆる「障害者優先調達推進法」（以下「法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進し、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 物品等の調達に係る基本的な考え方

(1) 調達方針の策定

市は、毎年度、予算及び事務又は事業の予定等を勘案し、障がい者就労施設等における障がい者の就労又は在宅就業障がい者の就業の実態に応じて、当該年度に調達する障がい者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について調達方針を定めるものとする。

(2) 調達方針の公表及び調達

市は、調達方針を作成したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、当該調達方針に基づき、物品等の調達を行うものとする。

(3) 調達実績の公表

市は、毎会計年度の終了後、遅滞なく障がい者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(4) 調達方針の見直し

調達方針については、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 調達方針の対象範囲

調達方針の対象は、本市の市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局、消防本部、水道局及びいわき市医療センター並びに公の施設の指定管理者及び市が事務局を担う外郭団体等とする。

4 対象施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、法第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」とし、次に掲げる障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体とする。

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 就労移行支援事業所 | (7) 特例子会社 |
| (2) 就労継続支援事業所（A型・B型） | (8) 重度障害者多数雇用事業所 |
| (3) 生活介護事業所 | (9) 在宅就業障害者 |
| (4) 障害者支援施設 | (10) 在宅就業支援団体 |
| (5) 地域活動支援センター | (11) 共同受注窓口 |
| (6) 小規模作業所 | |

5 調達の実施的な内容及び目標

(1) 調達の具体的な内容

市が行う調達の具体的な内容は、概ね次のとおりとする。

- a 物品（事務用品、食料品、小物雑貨、その他）の提供
- b 役務（印刷、クリーニング、清掃、その他）の提供

(2) 目標

令和6年度の物品等調達目標額は、10,000千円とする。

	総 額	物 品	役 務
令和6年度目標額	10,000,000 円	5,230,000 円	4,770,000 円
（市長部局等）	6,900,000 円	5,180,000 円	1,720,000 円
（指定管理者等※）	3,100,000 円	50,000 円	3,050,000 円
令和5年度実績額	9,026,692 円	4,916,812 円	4,109,880 円
（市長部局等）	6,018,019 円	4,916,812 円	1,101,207 円
（指定管理者等※）	3,008,673 円	0 円	3,008,673 円
令和5年度目標額	10,000,000 円	5,230,000 円	4,770,000 円
（市長部局等）	6,900,000 円	5,180,000 円	1,720,000 円
（指定管理者等※）	3,100,000 円	50,000 円	3,050,000 円

※ 指定管理者等とは、公の施設の指定管理者及び市が事務局を担う外郭団体等を示す。

6 調達に当たり留意すべき事項

(1) 随意契約による物品等の調達

随意契約により物品等の調達を行うときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を積極的に活用し、障がい者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

(2) 物品等の調達に係る競争入札等

物品等の調達に係る競争入札等を行うときは、障がい者就労施設等の競争への参加の機会の確保に留意するものとする。

(3) 物品等の発注

物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

特に、調達に係る金額が大きい場合は、発注から納期まで十分な期間を確保するものとする。

7 調達への推進に向けた取り組み

(1) 物品等の情報提供

障がい福祉課は、障がい者就労施設等が提供できる物品等の情報を取りまとめ、各部局に情報提供するとともに、障がい者就労施設等に対して市が必要とする物品等の情報提供をするなど、調達の推進に向けた調整を行うものとする。

(2) 入札・契約制度等の見直し

市の契約担当部局は、障がい者就労施設等からの調達の推進に向け、入札、契約制度等の見直しに努めるものとする。

(3) 調達方針対象の取り組み

調達方針の対象とされている部課等においては、障がい者就労施設等から1以上の調達を行うこと又は調達の推進を図る取り組みを行うよう努めるものとする。

8 共同受注窓口の活用

物品等の調達に際し、受注内容に対応可能な複数の障がい者就労施設等に斡旋し、又は仲介する業務を行う共同受注窓口として次に掲げる団体等を活用する場合は、障がい者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとする。

(1) 福島県授産事業振興会（福島県授産事業支援センター）

(2) いわき地区障がい者福祉連絡協議会

9 障がい者就労施設等の販路の拡大を図るための取組み

市は、障がい者就労施設等と協力し、障がい者就労施設等が公共施設等で直接販売できる「福祉の店」等の障がい者就労施設等が供給する物品等の販路拡大を図るための取組みを推進するものとする。

10 いわき市障がい者優先調達推進会議について

市は、障がい者就労施設等からの物品等の円滑な調達を行うため、次に定めるところにより、必要に応じて、いわき市障がい者優先調達推進会議（以下「推進会議」という。）を開催するものとする。

(1) 所掌事項

- a 調達方針の策定に係る検討
- b 物品等の調達に係る実績の報告等
- c その他、調達の推進に係る必要な事項

(2) 組織

- a 推進会議は、保健福祉部障がい福祉課長、財政部契約課長、各部等の統括主幹、各支所の次長、会計室次長、議会事務局総務議事課長補佐、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長及び農業委員会事務局次長をもって構成する。
- b 推進会議に議長及び副議長を置く。
- c 議長には、保健福祉部障がい福祉課長を、副議長には、財政部契約課長をもって充てる。

(3) 庶務

推進会議の庶務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。